

国民経済計算次回基準改定に関する研究会
第6回 議事要旨

1. 日時：平成25年10月18日（金）15:00～17:55

2. 場所：合同庁舎4号館1214会議室

3. 出席：

（構成員）

中村法政大学教授（座長）、岩本東京大学教授、野村慶應義塾大学准教授、
宮川学習院大学教授、藤井東京大学教授、菅野JPモルガン証券チーフエコノミスト
（オブザーバー）

肥後日本銀行調査統計局参事役、池田総務省政策統括官付審査官 他

（事務局）

杉田経済社会総合研究所所長、道上総括政策研究官、丸山国民経済計算部長、
二村国民経済計算部企画調査課長、今井国民経済計算部国民生産課長、
小此木 国民経済計算部分配所得課長、渡辺国民経済計算部国民資産課長、
多田国民経済計算部企画調査課課長補佐

4. 概要：

内閣府から、資料1、2に基づき、「年金受給権の記録」等、「雇用者ストックオプションの導入、保証の扱いの精緻化」等、「建設コモディティ・フロー法の見直し」について説明し、意見交換を行った。概要は以下の通り。

（年金受給権の記録等）

- 年金受給権の発生主義化について、これまでもストックでは概ね対応できている一方、現在はフローでは対応していない。このため、2008SNA移行の中でフローの方でも対応するという方向性については、体系内での非整合が除かれるという点では望ましい。しかし、その結果として、家計貯蓄率に影響がでるとするのは直感的にはわかりにくく、仮定として置かれる「膨らまし係数」について引き続き慎重に検討することが必要。
- 退職一時金については、非上場企業の状況は上場企業の動きとは異なることも考えられる。企業会計データから把握できる上場企業中心の年金資産額と年金運用受託機関に預けられている年金資産の比率をもって、負債側の「膨らまし」を行うのは、上場と非上場では積立不足と年金資産の関係が異なる可能性等を考えれば慎重な検討が必要ではないか。非上場企業に関する調査があればそれを活用することや、退職一時金にかかる国税庁のデータの活用可能性等を検討してみることも必要。
⇒オブザーバーより、「膨らまし係数」の検討にあたっては、退職一時金を含め、計上範囲や統計のアベイラビリティなど様々な可能性を検討した結果、現時点では、今回お示ししている方法が最善と考えたとの説明を行った。また、事務局より、引き続き、日銀とも相談しながら検討していく旨回答。
- 年金の発生主義による記録によって、家計貯蓄率は、直感的な「キャッシュのうちどの程度を貯蓄しているか」という意味でのそれからは乖離しうる。ユーザーの利便性を踏まえれば、年金受給権に係る発生主義を取り入れた家計貯蓄率と、従来の直感的な意味

での家計貯蓄率を別々に表章するという事はできないか（具体的には、家計貯蓄率について参考系列として表章できないか）。

⇒事務局より、ストック勘定では発生主義であり続ける一方、フローの所得支出勘定でこれに対応しないということになれば歪みが生じる可能性があり、こうした点を踏まえて対応を検討したい旨、回答。

⇒この点に関し、構成員より、年金受給権のほかにも、SNAの家計貯蓄率には帰属計算の部分が影響しており、ユーザー側ではこれを独自に調整して分析に利用しているが、JSNAの方で、帰属計算部分を明示して、別途帰属計算部分を除外した家計貯蓄率も計算できるようにしてほしいとの意見があった。

- 年金受給権に係る勧告に対応することにより、実物の純貸出／純借入と金融の資金過不足の乖離が広がるということはないか。

⇒事務局より、直感的には、実物面も金融面も同じ発生主義に拠る記録を行えば、純貸出／純借入と資金過不足の乖離は縮小する方向と考えられる旨回答。

- 公的年金については必ずしも対応する必要がないのかもしれないが、年金財政検証における基礎年金の国庫負担や資産額の情報があれば、積立不足を計算できるという考え方もある。参考として用いるのは年金債務額（年金受給権）の残高だけという理解か。

⇒事務局より、P19に記載があるように、年金財政検証で示される年金債務額を参考情報として掲載することを検討しているが、財政検証は5年に一度しか公表されず、試算の前提条件も各回で異なることなども踏まえ、数値の掲載の在り方については検討していきたい旨、回答。

（金融機関の内訳部門）

- 専属金融機関については、JSNAも資金循環統計と同様に公的金融機関のみが該当するのであれば、JSNAの部門名も日本銀行の「2008SNAを踏まえた資金循環統計の見直し方針」に合わせ、『『公的』専属金融機関』とした方がよいのではないか。

（SDR（特別引出権））

- SDR保有額の部門分割は基礎資料の制約から引き続き困難とあるが、中央政府と中央銀行が保有するSDRの額は基礎資料として存在するのではないか。

⇒事務局より、この点については、関係省に照会したが現時点で出すのは難しいとの回答があった旨、説明。

（指数連動債務証券）

- 物価連動国債については、最近、発行再開も決まったところであり、資料1 p.37 参考情報及び脚注9の書き方は、リーマンショック後に物価連動国債の発行が一時停止されていたことを考慮するとミスリーディングになる恐れがある。また、受取部門が把握できないとのことであるが、他の国債と同様、振替決済制度を使っているため、直接的な保有者が誰かはすぐにわかるのではないか。本事項の優先順位は別途議論すべきであるが、事実を確認した上で対応を検討すべき。

⇒オブザーバーより、振替決済制度については直接取引した部門はわかっても、本来の

保有者に関する情報は取得不可能であるため、現時点では制度部門分割は難しい旨回答。

- デフレからインフレへの転換局面において、物価連動国債の状況を把握することは、ブレイクイーブンインフレ率という観点からも重要であり、今後、物価連動国債の保有者がどの部門なのかを把握することの重要性は一段と高まっていくと考える。このため、金融機関に協力いただくというコストをかけてもデータ整備を図り、調べる価値はある。

(ノン・パフォーミング貸付)

- 資金循環統計ではノン・パフォーミング貸付のメモ項目について対応しないとあるが、なぜ対応しないのか。
⇒オブザーバーより、本来は金融資産は時価、公正価値で記録した方がよいが、2008SNAで貸出を名目価値としているのは、SNAの各国比較を行う場合は、不良債権の償却のルールや推計精度が異なるので、公正価値だと国際比較が難しくなるという背景があると考える。ただ、原則は時価で記録を行うべきであり、我が国の場合は不良債権に関して厳しいルールがあることから、金融機関のバランスシートは公正価値ベースで記録されており、これを基礎データにした資金循環統計では、公表に耐えうる精度で推計ができていると考える。なお、資金循環統計では、名目価値についても引き続き、参考系列として掲載し、国際的な比較用途に資するデータ提供の仕組みは維持する方針であるとの回答があった。
- P42のノン・パフォーミング貸付については、時系列統計として出すのであれば、公正価値について整合的な概念である必要があるが、資金循環統計においてはどれくらいまで遡及推計できるのか。
⇒オブザーバーより、資金循環統計では、銀行の決算における過去の個別引当金に応じて、貸出の公正価値を表示している。過去においては不良債権の基準がそろっていなかった可能性があり、その意味で歪みが生じているかもしれないが、最近年では不良債権の基準はそろっている。このため、歪みない名目価値で表示するのか、それともSNAの本来の趣旨に基づき公正価値で記録するのかを比較考量のうえ、公正価値で表章することにした旨、回答があった。
⇒この点に関し、構成員より、不良債権処理の過程で不良債権に係るデータについてもある程度過去までは整合的な形で記録されているのではないかと考えられるので、確認してほしいとの意見があった。

(雇用者ストックオプションの導入)

- 雇用者ストックオプションは上場企業が中心ということであれば、法人季報よりも上場企業の開示書類の方が、幅広く、正確な情報が取れるという可能性はないか。法人季報はサンプルの入れ替わりなどもあり、データとしては使いにくい点があると思うが、なぜ法人季報をデータソースとして利用するのか。
⇒事務局より、個別の上場企業の財務書類については、どこまで集計するのかという問題もあり、実務上の推計作業を勘案して、法人季報をデータとして利用していること、また、法人季報では、(サンプル替えによる振れが大きいとされる) 資本金 1000 万未

満の企業は、新株予約権残高はゼロであり、同統計でもおおよその企業の情報は取得できていると考えている旨回答。

⇒この点に関し、構成員より、上場企業の開示書類の集計データについても利用可能性を検討してはどうかとの意見があった。

(定型保証)

- 定型保証について、信用保証協会の産出額はマニュアル通りにやると、産出額がマイナスになるとのことだが、コスト積上げ方式でやると信用保証協会の産出額は現行より増えるのか。
⇒事務局より、現行 JSNA では受取保証料を産出額としている。2008SNA 勧告の保証の産出額の計算方法（債務肩代わりを引く等）で計算するとマイナスになる。また、コスト積上げ方式で計測すると、現行 JSNA の受取保証料ベースの産出額より小さくなる旨、回答。
- 保証を受けていれば、不良債権（ノンパフォーミングローン）にはならないという理解でよいか。
⇒オブザーバーより、返済が滞れば、保証会社から代位弁済されるので、貸し手である銀行の不良債権にはならない旨、日銀から回答。
- 通常の保険の扱いと同様、産出額から責任準備金の純増は差し引かなくてもよいのか。
⇒事務局から、生命保険では責任準備金の純増は産出額から控除するが、保証については非生命保険に準ずる形で（準備金純増を差し引かない形で）算出している旨回答。

(FISIM の精緻化)

- 信用リスクプレミアムの扱いは国際的に結論がでておらず、各国の対応状況も違うようだが、日本の国際収支統計では、信用リスクプレミアムを控除する方向で検討されているとある。同プレミアムの扱いによって経常収支等には影響はない一方、GDP に影響を与えるものであり、体系内での非整合も生じるのではないか。国際収支統計マニュアル第 6 版 (BPM6) では同プレミアムを控除すると書いているように読めるが、国内の FISIM について（信用リスクプレミアムを控除しない形で）これと異なる扱いを行うことが適当かどうか、米国の例も踏まえれば技術的には（控除は）不可能ではないと考えるがどうか。
⇒事務局より、①BPM6 の記述は 2008SNA の記述と同一であり、明確に、信用リスクプレミアムについて控除すべきとはなっていないが、国際収支統計を議論する国際的な場では、同プレミアムを除くということになったと聞いていること、②国内の FISIM と BOP に基づく海外の FISIM に齟齬があるというのは御指摘のとおりであり、国内・海外の関係については、例えば両者とも信用リスクプレミアムを控除しない形で、整合性の図るという点を含めて検討したい旨回答。

(本社、持株会社)

- 本社に関して、2008SNA の勧告は制度部門の分類についてであるが、資料中の「産業連関表の扱い」は生産活動部門の分類について記述しており、両者を混同しないことが必要。

(建設コモディティ・フロー法の見直し)

- 建設コモ法の見直しについては、長年の課題として残されてきたが、今回のような形でアウトプット型に移行する見直しに係る事務局案が示されたことを歓迎したい。
- 一方、大規模な改修や自己勘定建設の動きは現行 JSNA では捉えていない形になっているが、これらの扱いが新たな手法によりどうなるのか、アウトプット型、と従来のインプット型の両方から接近して検討してみることも重要。
- デフレーターは現時点ではインプット型でやむを得ないが、国際的な動向も踏まえて、長期的な課題として、品質調整を含むアウトプット型のデフレーターの可能性について研究を続けてほしい。
- 国交省が現在取り組んでいるリフォーム・リニューアル統計を取り込んでいくという視点も重要。

以上を踏まえ、座長より以下の取りまとめがあった。

○年金受給権については、2008SNA への対応の過程でストックとフローの整合性を確保していく。その際、家計貯蓄率の取扱いを検討するとともに、退職一時金を含め非上場企業に係る状況を踏まえ、膨らまし係数の在り方の検討を続ける。社会保障制度に関しても年金受給権残高以外の情報についても可能性を検討する。

○雇用者ストックオプションについては、上場企業の会計データの利用可能性を検討する。

○定型保証については、さらなる推計精度向上に向けて検討を続ける。

○その他の事項については、①専属金融機関に「公的」とつけた方がいいのではないか、②ノン・パフォーミング貸付の参考系列はどこまで遡及できるのかを踏まえ、その表章は名目価値と公正価値のどちらを優先すべきかを検討すべき、③物価連動国債の保有者の把握について引き続き検討が必要、といった意見等があった。

(次回以降の予定等)

- 事務局より、第7回会合は1月下旬、第8回会合は3月後半に開催すべく調整中との旨の説明があった。

(以 上)